

# 選挙イヤーにみる衆議院解散・総選挙

馬場 香織

二〇二四年は世界的な選挙イヤーであった。三月に行われたロシア大統領選挙、一月に予定されている米国大統領選挙は、ともに国際政治に多大な影響を及ぼしうる選挙として世界が注目している。また一四年ぶりの政権交代となったイギリス、台湾や韓国といった日本の近隣諸国、インド、インドネシア、メキシコなどの地域大国、中東情勢に影響の大きいイランの選挙なども記憶に新しい。そしてこのたび日本でも、一〇月九日に衆議院が解散され、一〇月二十七日に総選挙が実施されることとなった。

民主主義体制か権威主義体制（＝非民主主義体制）かという政治体制の区別にかかわらず、今日の世界では多くの国が国政選挙を実施している。中国や中東の一部の君主国のように、国政選挙を定期的に実施していない体制は、権威主義国のなかでも少数派となった。代わりに一九九〇年代頃から存在感を増してきたのが、反対派政党の選挙への参加を認めつつ、政権に有利に働くさまざまな選挙操作によって体制を維持する「選挙独裁制」と呼ばれる体制である。例えば今年三月のロシア大統領選挙では、反戦を主張する政治家の立候補不認可、有権者の強引な選挙動員、選挙結果の改ざんなど、これまで以上にあらゆる不正な選挙不正が行われたことが指摘されてい

る。現職のプーチン大統領は八七・三％という驚異的な得票率で勝利し、政権は通算五期目に入った。

もっとも、独裁者にとってあからさまな選挙不正には市民の反発などのリスクもあることから、彼らは人々の自発的な支持の拡大を目指すとともに、よりソフトな選挙操作に訴えることも少なくない。例えば選挙区割りの恣意的操作や、非比例性の高い（＝少ない得票で多くの議席を獲得できる）選挙制度の導入、さらには選挙のタイミンングを操作することで、政権にとって有利な状況を作り出すのである。

実はこうした選挙操作は、程度の差はあれ民主主義体制下でもみられる。そのひとつが、内閣の議会解散権行使による、選挙のタイミンングの恣意的操作である。日本でも自民党政権下で解散は「首相の専権事項」などといわれてきたが、党利党略に基づく一方的な解散が不当であることはたびたび指摘されてきた。先月実施された自民党総裁選で石破茂首相は、野党との政策論議を尽くしたのち国民に選択を委ねるべく、早期解散に慎重な姿勢を示していたが、総裁就任後すぐに自説を封じ、早期の衆院解散を表明した。自民党への支持が派閥の裏金問題や旧統一教会の問題で低迷するなか、国会論戦で野党に機会を与えることなく、新政権の勢いがあるうちに選

挙を乗り切ろうとするのであれば、党利党略に基づく恣意的な選挙タイミンングの操作にはかならない。

解散権の発動自体に法的問題はないとしても、国民を向いていない政治の行末は暗い。民主主義体制下における代表性の危機は、世界のいたるところで表出している。既存の政党政治のなかで自らの利益が代表されていないと感じる人々の増加は、ポピュリスティックなアウトサイダーの台頭につながっている。米国のトランプ前大統領は二〇二〇年の前回大統領選挙でバイデン氏の勝利を否定し、民主的な選挙制度の正統性が損なわれる事態となった。また政党・選挙を通じた代表性の機能不全は、大規模な抗議運動としてフォーマルな政党政治の外側でも顕在化している。長年、南米における民主主義の優等生とされていたチリでは、二〇一九年に「社会の暴発」とよばれる大規模な抗議運動が首都から全国に広がった。

日本でも無党派層が増加傾向にあり、とくに若年層で無党派層が厚いなか、政党および政党政治への信頼を取り戻せるか、その岐路にある。政党政治に参加する諸政党が、社会にあるニーズや利害を実効的に代表できるシステムは、しなやかで強い。その意味で、政党政治への信頼は、与党だけでなく野党が実効的な選択肢を示せるにもかかっている。そして政党政治を構成する最後のピースが、われわれ有権者である。国民不在の政党政治を正し、その健全な機能に資するような選択を行えるか。来たる総選挙で試されるのは、有権者自身でもある。

へば かわり・北海道大学大学院法学研究科准教授